

伊佐市第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年10月20日(月) 午前8時56分から10時10分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	2番委員	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員	9番委員	10番委員
	11番委員	12番委員	13番委員	14番委員
	15番委員	16番委員	17番委員	18番委員
	19番委員			

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 8番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

15番委員 17番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 56分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第7回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
稲刈りが最盛期になってきました、また台風も思ったよりも軽くてすんで良かったと思います。
雨もそれほど多く降らなくて良かったのではないですか、伊佐の被害は少なかったけど、稲については倒伏があり稲刈りがつらくなって行くのではないかと思います。
全国農業新聞の推進月間になっており農業会議から推進依頼もありましたので、皆さんの所にチラシ等を配布してありますので、推進をお願いします。
本日は、8番委員から欠席届が出されております。
本日の出席人員は19人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
15番委員と17番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料の1～3ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が3件、ありました。
以上、ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。

4番委員 はい

議 長 4 番委員。

4 番 委 員 解約の理由で、農業廃止等がありますが、貸人の方ですかそれとも借り人の方ですか。

議 長 事務局

事 務 局 解約の理由は、貸し人、借り人どちらの理由もあります、整理番号 1 番は借り人の都合、整理番号 2 番は親子関係ですので解約して贈与です、整理番号 3 番は借り人の農業廃止です。

議 長 他に質問はありませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第 1 号 —————

議 長 議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第 1 号、 経営基盤強化促進法農地利用集積計画に係る意見決定の利用権設定分について、ご説明いたしますが、3 ページの整理番号 3 番につきましては、保留にしてくれとの連絡が 10 日ありましたので、今回は取下げます。

したがって、本日お配りした、10-1 ページの総括表をお開きください。

期間は 3 年から 10 年で、面積は、田、75,396 m²、畑、24,359 m²の合計 99,755 m²です。

利用権の設定をする者の数 24 人、設定を受ける者の数 19 人です。

土地の明細につきましては、2 ページから 10 ページの整理番号 1 番から 26 番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第 1 号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙
手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る
意見については、決定いたしました。

議案第 2 号

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定につい
て提案します。
整理番号 1 番について、担当委員の調査報告を求めます。
1 3 番委員。

1 3 番委員 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち
整理番号 1 番について、去る 1 0 月 1 5 日現地調査を行いましたので、
1 3 番が報告いたします。

申請人で受人の AK さん 6 0 歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自
治会は下目丸です。

渡人の AY さん 8 5 歳は、伊佐市大口目丸に居住され、K さんとは
親子で贈与であります。

申請地は、伊佐市大口目丸字吉原、地目は田、地籍は 3, 9 2 8 m²、
吉原、田、2 0 0 m²、吉原、田、7 2 9 m²、吉原、田 4 8 7 m²、村
前、田、1, 1 0 6 m²、北町、田、4 9 4 m²です。

現在は、K さんが耕作されており管理の行きとどいた田であります。

受人の経営面積は 3 5, 9 3 0 m²で、取得可能面積であります。

農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第 3 条 2 項の各号に該当
しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしませして報告を終ります。

議 長 1 3 番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号2番、3番については相互交換のため関係がありますので、一括して調査報告を求めます。なお8番委員が欠席のため調査報告を事務局が代わって報告を求めます。

事 務 局 8番委員が欠席のため調査報告を事務局が代わって報告いたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、整理番号の2番と3番は所有権交換でありますので一括して報告いたします。

整理番号2番の申請人で譲受人MMさんは、伊佐市大口原田に居住、自治会は原田、年齢は76歳です。

譲渡人MAさんは、伊佐市大口原田に居住、年齢64歳です。

申請地は、大口原田字原田、地目は畑、地積は265㎡です。

申請人の居住地のすぐ裏手に位置し現況は野菜畑であります。

受け人の経営面積は5,481㎡で取得可能面積であります。

受け人のMMさんは、高齢になってきたので、できるだけ近くの畑で作業をしたいとの理由で、今回身内にあたる譲り渡し人のMAさんのこの土地と整理番号3番で出てきますMMさんの土地と所有権移転交換されるものであります。

次に、整理番号3番は、申請人で譲受人MAさんは、伊佐市大口原田に居住、自治会は原田、年齢は64歳です。

譲渡人MMさんは、伊佐市大口原田に居住、自治会は原田、年齢は76歳です。

申請地は、大口原田字杉ノ元 地目は畑、地積は722㎡と他1筆で、合計1,101㎡です。

所在地は、忠元公園より南へ1.5Kmの所に位置し現況は管理された畑ではあります。

受け人の経営面積は6,475㎡で取得可能面積であります。

受け人の理由は規模拡大であり、また譲渡人の要望での所有権移転

交換であります。

農機具等もすべてそろっており家族3人で農作業にあたっておられます。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われますが、皆様方の審議をよろしくお願いします。

議 長 8番委員の調査、事務局代理報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号2番、3番について、8番委員の調査、事務局代理報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番、3番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
4番委員。

4 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る10月15日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。

申請人で譲り受人TMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は中央で、年齢は59歳です。

渡し人、SNさんは、宮崎県都城市久保原町に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字片平、地目は畑、地籍は471㎡と、片平、地目は畑、地籍は378㎡、畑の合計は849㎡、片平、地目は田、地籍は78㎡、片平、地目は田、地籍は290㎡、片平1834-3、地目は田、地籍は182㎡、田の合計は550㎡で、所有権移転売買であります。

この月に2,000㎡の利用権設定があり、また利用権設定解約が1,291㎡ありますので、5,495㎡で、取得可能面積であります。

農機具は、兄の農機具を借りて利用されます。

		<p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。</p>
議	長	<p>4番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということございませますので、お諮りませます。</p> <p>整理番号4番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、許可が決定ませました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めませます。</p> <p>18番委員。</p>
18番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、10月15日に現地調査を行いまましたので18番が報告いたしまます。</p> <p>申請人で受人のITさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は上青木中で、年齢は33歳であります。</p> <p>渡人TSさんは、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は千束松で、年齢は73歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口青木字スワ園で、地目は畑、地籍は530㎡、総会資料では現況は宅地となつておりますが、現地調査をした結果管理の良い畑でした。</p> <p>所有権移転売買であります。</p> <p>受け人の経営面積は11,065㎡で、取得可能面積であり、家族3人兼業農家で農作業にあたつておられ、通作距離は自宅の隣で、経営意欲はあり農機具等も完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p>

以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願
い
します。

議 長 18番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、18番委員の調査報告のとおり、許可する
ことに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につい
て、申請件数5について、5件の許可が決定しました。

議案第3号

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の
報告を求めます。
8番委員。

4番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並
びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、10月15
日に、5番委員、16番委員、私4番委員で申請人の代理人の行政書
士TR氏立会のもと、共同調査を行いましたので4番が報告いたしま
す。

申請人FMさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は64歳、自
治会は下ノ木場であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字新開原、地目は畑、地籍は7
52㎡他3筆で、合計1,930㎡であります。

農地区分は、第2種農地となっており転用目的は太陽光発電施設。

申請地は、広域農道の大口リサイクルセンターから東へ800m位
にあり、南側は旧市道、東側は畑、北側は広域農道、西側は農道を挟
んで畑であり、周囲に与える影響はないと思われま

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は432枚、太陽光発電量は約49.5kwを2基となっております。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、字図、平面図、配置図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、経済産業省の設備認定通知書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。

議長 4番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

18番委員 はい

議長 18番委員。

18番委員 九電が一時買い取りを中断していますけど、その話は何もなかったですか。

議長 事務局説明を

事務局 報道の方で電力会社が9月末以降の電気買い取りを保留すると報道されたのですが、先週国の方から通知がきまして、基本的には太陽光の流れにつきましては、毎年毎年買い取り価格が下がって来ているのですが、今申請があった案件は、買い取り申請がここ半年位に申請された案件です。

この事について申請の流れは、電力会社と売買契約を行うのですが、それと同時に先程報告がありました、経済産業省の設備認定通知書がありました。経済産業省に申請します。

その後電力会社に、接続承認許可を取得して負担金が決まるという事です。

今までは電力会社の売電契約書等は添付してなかったのですが、先週の通達で、接続承認許可を添付しないとその申請は許可の保留をしますと通知が来ています。

そこで、行政書士会にその事の通知準備をしていますが、今申請のある分は経済産業省の設備認定通知書があれば認められたと、今後においては、経済産業省の設備認定通知書と接続承認許可の両方ないと、

総会で承認するに値しないとなります。

県の諮問委員会でも国の方から通知がきましたので、この経済産業省の設備認定通知書と接続承認許可の両方ないと諮問を保留しますと決定しています。

また、皆様農業委員さんには後日勉強会を計画していますのでその時に説明させていただきます。

議 長 事務局説明が終わりましたが、委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

4番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

議案第4号

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

16番委員。

16番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番につきまして、去る10月15日、T行政書士立会いのもと、4番委員、5番委員、私16番委員の3人で共同調査をいたしましたので、16番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口宮人にお住まいのFD氏、自治会は下ノ木場です。

譲渡人は、伊佐市大口宮人にお住まいのFT氏、自治会は下ノ木場

で、親子であります。

申請地の所在地は伊佐市大口下殿字下原、地目は畑、地積は690㎡であります。

本申請は使用貸借権設定で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は大口南中学校から国道を南へ800mに位の下殿自治会の入口にあり、東側は住宅、西、南側は畑、北側は市道であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は192枚、パネル設置面積690㎡を予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、字図、平面図、配置図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、経済産業省の設備認定通知書、委任状等が提出されております

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よりしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、去る10月15日、T行政書士立会いのもと、4番委員、16番委員、私5番委員の3人で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。
譲受人FTさんは、伊佐市大口宮人にお住まいで、自治会は下ノ木

場で、年齢は65歳であります。

譲受人FMさんは、伊佐市大口宮人にお住まいで、自治会は下ノ木場で、年齢は64歳であります。

譲受人と譲渡人の関係は夫婦であります。

本申請は使用貸借権設定で、転用目的は太陽光発電施設を設置するものであります。

申請地の所在地は伊佐市大口宮人字下ノ木場、地目は畑、地積は318㎡であります。

農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は大口リサイクルセンターから東へ800mに位行った市道沿いで、北側は孟宗竹、南側は市道、東側は雑種地、西側は柿・梅等が植栽された果樹園であります。

現状のまま利用するため、周囲に与える影響はないと思われま

す。
太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は48枚、パネル設置面積318㎡、パネル設置容量は約11kwを予定しているそうです。

を予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、字図、平面図、配置図、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、経済産業省の設備認定通知書、委任状等が提出されております

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よりしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
5番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。

		1 番委員。
1 番 委 員		<p>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号 3 番につきまして、1 番が報告いたします。</p> <p>調査日は、10 月 15 日に、10 番委員、17 番委員、1 番委員で共同調査を行いました、</p> <p>立会人は、申請人の M 氏の奥さんと行政書士の T 氏でした。</p> <p>渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている Y M 氏、73 歳で、自治会は共進であります。</p> <p>受人は、伊佐市菱刈前目に居住されている M I 氏で、自治会は共進であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈字前目字星熊、地目は畑、地積は 566 m²で、農地区分は、第 2 種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請は所有権移転売買であり、転用目的は一般住宅施設であります。すでに建築去れて 20 年以上経過しております</p> <p>東側は畑、西側は畑、北側は市道、南側は雑種地になっており、周囲に与える影響は無いものと思われま。</p> <p>所在地は菱刈中学校より東南に約 1 キロ位です。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、始末書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請については 3 名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>1 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>1 番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号 3 番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>

議 長	整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。 20番委員。
20番委員	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、今回は取下げ申請が提出されました。
議 長	20番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、今回は取下げします。 賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 整理番号4番は、取下げが決定しました。
議 長	整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。 10番委員。
10番委員	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る10月15日に申請人の代理人行政書士TR氏立会いのもと8番委員、9番委員と私10番委員の3人で、共同調査いたしましたので報告いたします。 申請人は、譲り渡し人がOTさん、年齢87歳、伊佐市大口目丸に居住、自治会は下目丸です。 申請人福岡市博多区西月隈6丁目にお住まいの、MTさんであります。 申請地は、大口原田字宮脇、地目は畑、面積は14㎡で、大口東小学校の南側約300mで、現況は宅地化しており一部建物がかかっております。 転用目的は 親より住宅を相続するにあたり調べたところ宅地の一部が譲渡し人のOさんの農地にかかっている事が分かり、今回所有権移転売買により申請するものであります。 転用行為をさまたげる法定小作人はありません。 農地区分は 第二種農地その他の農地であります。

現地は、東が住宅、南が畑、西が市道、北が申請人の宅地であり農地に与える影響はないと思われます。

添付資料として 被害防除計画書、被害防除に関する契約書、全部事項証明書、地籍図、顛末書等が添付されております。

以上のようなことから農地法上問題ないものと判断いたしました。皆様方の御審議をよろしくお願ひいたしまして報告を終わります。

議 長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
10番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました

議 長 整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。
10番委員。

10番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る10月15日に、受人AY氏の息子さん立会いのもと、10番委員、17番委員、1番委員3名で共同調査いたしましたので報告いたします。

受人のAYさんは、伊佐市菱刈川南に居住され自治会は荒瀬で、年齢は59歳であります。

渡人のMMさんは、伊佐市菱刈川南に居住され自治会は荒瀬で、年齢は76歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈川南字荒瀬、他1筆、地目は畑、地積は1,327㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は植林であります。

平成20年3月ごろに申請地の一部にクヌ木を植栽してありました。

申請地の所在地は、築地橋から東の方に1キロ位の所で、東側は畑、西側は宅地、北側は宅地、南側は畑で、周囲に与える影響は無いものと思われます。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

資金は自己資金で植林される計画です。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、事業概要、被害防除に関する計画書、始末書等が提出されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
10番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請6件のうち、取下げ申請1件、許可及び諮問5件が決定しました。

議案第5号

議 長 議案第5号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。

15番委員 議案第5号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る10月15日に、申請人のSAさん息子さんのST立会のもと、11番委員、14番委員、私15番委員で共同調査をいたしましたので報告いたします。

申請人は、SAさん伊佐市菱刈南浦にお住まいで、自治会は小川添であります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字中木場と中木場の2筆、地目は田、地積は1,099㎡であります。

非農地となった時期、理由としまして、当該申請地は、平成4年ごろから耕作しなくなったとの事や周囲が耕作しなくなったため鳥獣被害が拡大し原野化して山林になってしまった。

周囲の状況は、東側が県道、西側が原野、南側も原野、北側が雑種地となっております。

申請地は、菱刈横川線の未来館から500m位手前の右側の県道沿いであります。

3名の調査員の結果、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手、
よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
11番委員。

11番委員 議案第5号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る10月15日に、11番委員、14番委員、15番委員の3名で共同調査をいたしましたので私11番委員が報告いたします。

申請人は、KOさん伊佐市菱刈南浦にお住まいで、自治会は小川添であります。

土地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字中木場、地目は畑、面積は933㎡であります。

県道川南から横川線の小川添の入口のあたる所です。

東側が山を挟んで住宅、西側が山を挟んで住宅、南側が道路、北側が竹林となっております。

	<p>非農地となった時期、平成元年ごろから耕作しなくなったとの事です。</p> <p>30年位前に少し離れた所の住宅を建設しそこから通って野菜等を栽培していたが、その後使用しなくなりそのまま放置したため竹林化しています。</p> <p>現地調査の結果、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名で判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>11番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>11番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、</p> <p>よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。</p>
議 長	<p>議案第5号 非農地証明願は、2件申請のうち、2件の証明許可が決定しました。</p>
事 務 局	<p>その他、事務局月例報告をお願いします。</p> <p>月例報告です。</p> <p>最後のページになります。</p> <p>10月分の月例報告です。</p> <p>15日を中心に現地調査をやって頂きました。</p> <p>本日20日が、第7回目の農業委員会の総会でございます。</p> <p>24日が、10月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。</p> <p>11月の行事予定ですが、14日を中心に現地調査をお願いします。</p> <p>20日が、第8回目の農業委員会の総会になります。</p> <p>26日が、11月の定例常任議員会議になります。</p>

事務局 長

以上です。

これで、平成26年度第7回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時10分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員 **15番委員**

伊佐市農業委員 **17番委員**